

労務 ROAD

■新型コロナウイルスの影響による健康診断の延期について

新型コロナウイルスの影響により、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施が出来ていないという企業様もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回は厚生労働省より特例措置として、令和2年6月末までに実施することが求められているものについては、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じたうえで、**令和2年10月末までの実施**を原則とすることが認められています。

労働安全衛生法に基づく健康診断とは…

事業者は、常時使用する労働者に対して1年以内ごとに1回医師による健康診断を行わなければなりません。

常時使用する労働者とは…

以下①②のどちらも満たす方を指します。

①期間の定めのない契約により使用される者であること
(なお、期間の定めのある契約の方については、1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上使用されている者)

②1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分3以上であること。

健康診断が混み合う可能性もありますので、可能な限り早期に実施出来る計画を立て取り組んでいきましょう。

【厚生労働省 より】

■所員紹介 (米山)



はじめまして、今年の4月に入社した米山司です。
社会人としての最初のキャリアを、社会保険労務士法人アイデアで迎えられる事が出来て、とても嬉しく思います。入社して早2ヶ月偉大な先輩達の背中を見ながら日々働いております。

ここで、簡単に僕の自己紹介をさせていただきます。大阪生まれ大阪育ちの生粋の浪速っ子です！阪神ファンで勝利の瞬間のジェット風船ほど最高なものはないと思います。趣味は読書で、中でも北方謙三の水滸伝シリーズが大好きです。学校よりこの本から多くの事を学んだ気がします。

正直、これまで机に向かって勉強した経験はあまりなく、友人たちから「おまえにデスクワークが務まるのか」と心配されており、私自身も密かに不安を感じてはおりますが、日々の業務の裏には一人一人の生活や人生がかかっている事を忘れずの一つ一つ丁寧に仕事に取組み、お客様の力になれるよう成長していけるよう頑張ります。これから宜しくお願い致します。

VOL.702

(2006—5)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056

大阪市中央区久太郎町

1-9-26 船場 IS ビル 5F

TEL:06-6264-6264

FAX:06-6264-6265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集担当：君野・茅原・黒瀬

新型コロナウイルス関連の助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア

ホームページにて、

随時掲載しておりますので

こちらをご確認ください！

父の日のその後…

どうしても何をあげればいいか分からなかったので直接父に何か欲しい物はないか尋ねてみました。すると、私が考えていた予算の4倍ほどの鞆が欲しいとメールがきました。そのおねだりメールと併せて、情に訴えかける様に、現在こんなにもポロポロの鞆を使っています。と写真まで送られてきました。笑

父の作戦にまんまとはまった？のは言うまでもありませんが、大喜びしていたのでよしとします。(君野)

6月 労務スケジュール

・労働保険年度更新準備

(申告：6/1～8/31)

・特別徴収住民税額の更新

・外国人労働者問題啓発月間